法人向けモバイル接続サービス契約約款

2026年1月29日　現在

株式会社TOKAIコミュニケーションズ

一般規程

第1章 総則

第1条 （約款の適用）

株式会社TOKAIコミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、法人向けモバイル接続サービス契約約款（以下、「本約款」といいます。）を定め、本約款を遵守することを条件として契約を締結していただいた契約者（以下、「契約者」といいます。）に対し、本約款に基づき法人向けモバイル接続サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条 （本約款の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

2 本約款の変更にあたっては、当社は当該変更の対象となる契約者に対し、その内容を当社が別途定める方法で通知するものとします。

第3条 （約款の構成）

本約款は一般規程及び本サービスの種類毎に定める個別の利用規程（以下、「利用規程」といいます。）によって構成されます。一般規程と利用規程の内容に差異がある場合には、利用規程が優先して適用されます。

第4条 （用語の定義）

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
SIM	LIBMOサービス提供にあたって当社が本約款に基づき契約者に貸与または付与するもの。SIMカード及びeSIMの総称
SIMカード	LIMBOサービス提供にあたって当社が契約者に貸与する、契約者情報を記録したICカード。マルチカットSIMカード、microSIMカード及びnanoSIMカードの3つのSIMカード種別が含まれる
eSIM	契約者情報を記録することができる端末機器内部の領域であって、LIBMOサービス提供にあたって当社が定める手続きにより通信を利用して当社が契約者に付与する契約者情報を記録するもの
データ通信専用SIM	SIMのうち、当社が定めるデータ通信機能を有するもの
SMS機能付きSIM	SIMのうち、当社が定めるデータ通信機能及びSMS送受信機能を有するもの
音声通話機能付きSIM	SIMのうち、当社が定めるデータ通信機能、SMS送受信機能及び音声通話機能を有するもの
携帯電話事業者	当社と直接又は間接にワイヤレスデータ通信及び音声通話サービス

	の提供にかかる相互接続協定その他の契約を締結している携帯電話事業者。現在の携帯電話事業者は、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」）
ワイヤレスデータ通信	携帯電話事業者が提供する無線データ通信でパケット交換方式により符号の伝送を行うためのもの
ユニバーサルサービス料	電気通信事業法（昭和59年法律第86号）に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
電話リレーサービス料	聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律（令和2年法律第53号）に定める電話リレーサービス提供の確保のための負担金に充てるために、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律施行規則（令和2年総務省令第110号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第22　6号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
契約者回線	本サービスにかかる契約に基づいて、契約者が利用する電気通信回線
端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年総務省令第15号）で定める種類の端末設備の機器
自営端末機器	契約者が音声通話機能付きSIM、SMS機能付きSIMまたはデータ通信専用SIMを利用するため自ら用意する端末機器（当社が契約者に対して販売した機器も含みます）
協定事業者	携帯電話事業者と相互接続協定その他の契約を結んだ電気通信事業者
MNP	電気通信事業法第2条第5号に定める電気通信事業者（以下「電気通信事業者」といいます。）のうち携帯音声通信サービスを提供するもの（以下「携帯音声通話事業者」といいます。）を携帯音声通信サービスの加入者が変更する際に、変更元で利用していた電話番号を変更先でも継続して利用できる仕組み（Mobile Number Portability：携帯電話番号ポータビリティ）
Xiサービス契約約款	携帯電話事業者（株式会社NTTドコモ）のドコモXiサービス契約約款
電話番号	本サービスの利用に伴い、当社が貸与または付与するSIMに記録さ

	れている固有の番号で、データ通信の目的のみに供され、音声通信の目的には使用できないもの
APN名	本サービスの利用に伴い、当社が付与するネットワーク名
ユーザー名	本サービスの利用に伴い、当社が一の契約者へ付与するAPNへの接続に必要となるログイン名
パスワード	本サービスの利用に伴い、当社が一の契約者へ付与するユーザー名と対となる接続に必要となるパスワード
LIBMOサービス	当社が提供するモバイル接続サービスの総称

第2章 契約

第5条 （契約の単位）

当社及び契約者は、一つの本サービス毎に一の法人向けモバイル接続サービス契約（以下、「本契約」といいます。）を締結するものとし、その契約内容は、本約款に定めるとおりとします。本契約を締結した場合、当社は、契約者に対し、APN名、ユーザー名及びパスワードを付与し、本サービスを利用する契約者の一の回線ごとに一つのSIM及びこれに付随する電話番号を付与するものとします。ただし、本契約の締結において付与されるのは1つのAPN名、ユーザー名、及びパスワードとします。

2 当社は、業務上必要なときには、本契約の特約を定める事があります。この場合、契約者は本約款とともに本契約の一部である特約も遵守するものとします。

第6条 （当社との契約）

契約者は、本サービスを利用するにあたり、ワイヤレスデータ通信サービスの提供を受けるため、当社の定める約款に基づき、契約者と当社との間で接続契約が締結され、本サービスの利用の終了により接続契約が解約されることを了承します。現在の当社の定める約款は、Xiサービス契約約款です。なお、契約者において特段の手続きは不要です。

第7条 （通信区域）

本サービスの通信区域は、携帯電話事業者の通信区域の通りとします。本サービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り行うことができます。ただし、当該通信区域内であっても、屋内、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所では、通信を行うことができない場合があります。

2 前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、本サービスが利用できないことによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第8条 （サービスの提供範囲）

本サービスの提供地域は、日本国内とし、提供範囲は当社が他の電気通信事業者と相互接続する

場合は、その接続点までとします。ただし、利用規程に定めがある場合にはこの限りではありません。

第9条　（権利義務譲渡等の制限）

契約者は、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、当社の事前の書面による承諾なしに、第三者に承継させ、譲渡し、貸与し、又は担保としての提供等することはできません。

第10条　（付加サービスの提供）

契約者からの申し込みに対して、当社が承諾した場合、当社は、当該契約者に対して本サービスと関連するオプションサービス（以下「付加サービス」といいます）を提供します。付加サービスの種類、提供条件は別表に記載の通りとします。

2　付加サービスの提供は、本サービスの提供に関する契約の締結を前提とします。当社は、契約者以外の方には付加サービスを提供しないものとし、理由の如何を問わず、契約者に対する本サービスの提供を終了または一時中断する場合、付加サービスの提供（端末補償、安心訪問サポートを除く）も終了または一時中断するものとします。

3　以下に定めるサービスは、当社以外の者（以下「提供者」といいます）が提供するサービスであり、契約者が当該サービスを利用するためには、提供者との間で、別途契約が必要になります。

サービス名	提供者	当社と契約者の関係
スマート留守電	ソースネクスト株式会社	・当社は、契約者に対して、スマート留守電のライセンス契約を締結することができる地位の継続的な提供を受ける権利（以下、「ライセンス契約締結権」といいます。）を提供いたします。 ・契約者は、当社に対して、ライセンス契約締結権の月額料金を毎月支払うものとします。
タブレット使い放題 powered by OPTiM（以下「タブホ」といいます）	株式会社オプティム	・当社は、契約者に対して、提供主が提供するサイト等 （URL：https://www.libmo.jp/option/tabho/以下「本件サイト」といいます」）にアクセスするために必要なID、パスワード等を提供することを通じて、本件サイトにアクセスする権利（以下「タブホサイトアクセス権」といいます）を継続的に付与します。 ・契約者は、当社に対して、タブホサイトアク

		セス権の月額料金を毎月支払うものとします。
LIBMO WiFi by エコネクト	株式会社セールスパートナー	・契約者は、当社に対して、LIBMO WiFi by エコネクトの月額料金を毎月支払うものとします。

第3章 申込及び承諾等

第11条（契約申込の方法）

本契約の申込は、当社が別途定める方法にて行うものとします。

2 契約者には、前項の本契約の申込にあたり、本人確認のための資料等を当社に提出していただく場合があります。

3 申込書その他当社に提出いただく資料に、個人情報を記載する場合には、当社に個人情報を提供することについて、当該個人情報の本人から同意を得た上で記載するものとします。

第12条（情報の提出）

当社は、契約者に対して、契約者に関する情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた契約者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

第13条（契約申込の承諾）

本契約の成立日は、当社が本契約の申込を承諾した日とします。また、当社は、本契約の申込を承諾した場合、本サービスが利用可能となる日（以下、「利用開始日」といいます。）を別途当社の定める方法にて契約者に通知します。

2 当社は、原則として、申込を受け付けた順に前項に定める通知を行い、本サービスの提供を開始するものとします。ただし、当社は、必要と認めるときは、その順序を変更することがあります。

第14条（契約申込の拒絶）

当社は、本契約の申込者が次の各号の一に該当する場合には、本契約の申込に対して承諾しないことがあります。

(1)本契約の申込をした者が実在しない、又は実在しない恐れがあると判断したとき。

(2)本サービスの提供が技術上困難なとき。

(3)本契約の申込をした者が当社の提供するサービスの料金又は手続きに関する費用等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。（申込者が負担すべき責務の履行が担保されたときを除きま

す。）

(4)本契約の申込をした者が第30条（提供停止）第1項各号の一に現に該当し、又は該当するおそれがあるとき。

(5)本契約の申込をした者が過去において第30条（提供停止）第1項各号の一に該当したとき、又は、当社の提供する他のサービスにおいて同様の行為を行ったことがあるとき。

(6)申込書等に虚偽の事実を記載したとき。

(7)本契約の申込をした者が指定した支払い口座等が、金融機関等により利用の差し止めが行われていることが判明したとき。

(8)本契約の申込をした者が、過去において法令若しくは本約款に違反したことがあるとき、又はそのおそれがあるとき。

(9)当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(10)その他当社が不適切と認めたとき。

2　当社が前項の規定により、本契約の申込を拒絶したときは、当社は、当該申込者に対し、書面をもってその旨を通知するものとします。

第4章　契約事項の変更

第15条（契約事項の変更）

契約者が契約事項の変更を希望する場合には、利用規程等で当社が別途定める事項に限り、当社が別途定める方法により、契約者は、契約事項の変更を当社に対し請求するものとします。

2　当社は、前項の請求を承諾した場合は、契約者に対し当該変更内容について当社が別途定める方法で通知します。

3　当社は、第1項の請求があった場合において、その請求を承諾しないことがあります。

第16条（契約者の名称の変更等）

契約者は、その氏名若しくは名称又は住所若しくは居所その他当社が指定する事項に変更があったときは、当社に対し、速やかに当該変更の事実を証する書類を添えてその旨を届け出るものとします。

第17条（法人の契約上の地位の承継）

契約者が、合併又は会社分割を行う場合、事前に当社の書面による承諾を得るものとします。この場合、契約者は、本契約上の地位を承継する者に対し、本契約に基づき契約者が負う一切の債務を、その者に承継させるものとします。

2　当社が前項に定める承諾をしない場合、当社は、何ら催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。

第5章 契約者の義務

第18条（契約者の義務）

契約者は本約款及び本契約に定められた契約者の義務を遵守するものとします。

第19条（端末機器利用にかかる契約者の義務）

契約者は、端末機器を電気通信事業法及び電波法関係法令が定める技術基準（以下「技術基準」といいます）に適合するよう維持するものとします。

2 契約者は、端末機器について次の事項を遵守するものとします。

(1)端末機器を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又はその設備に線条その他の導体等を接続しないこと。ただし、天災事変その他の事態に際して端末機器を保護する必要があるときはこの限りではありません。

(2)故意に接続回線に保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

第20条（禁止事項）

契約者は、次の各号のいずれかに該当する事項を行ってはならないものとします。

(1)SIMに記録されている電話番号、その他の情報を変更又は消去する行為

(2)第三者の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）及びその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(3)第三者の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(4)第三者を誹謗中傷し、名誉若しくは信用を毀損する行為、又は毀損するおそれのある行為

(5)個人情報をみだりに収集し、又は蓄積する行為若しくは不正目的でそれを使用する行為

(6)犯罪行為（詐欺、業務妨害等を含むがこれらに限られない）、又はこれを誘発若しくは扇動する行為

(7)わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等に該当する画像、映像文書等を、送信若しくはインターネット上に公開、又はそれらを収録したものを販売する行為

(8)無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為

(9)ストーカー規制法の対象となる、又はそのおそれのある行為

(10)本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

(11)選挙運動又はこれに類似する行為、公職選挙法に違反する行為

(12)違法に賭博・ギャンブル等を行い、又はこれを勧誘する行為

(13)違法行為（銃砲刀剣類や規制毒物の譲渡や販売、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に、請負い、仲介し、又は誘引（他人に依頼することを含む）する行為

(14)人や動物の殺害又は虐待現場等の残虐な画像や映像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報をインターネット上に公開し、又は不特定多数の者にあてて送信する行為

(15)人を自殺に誘引又は勧誘する行為
(16)犯罪や違法行為に結びつく、又はそのおそれのある情報や、事実無根の情報を不特定の者に対してインターネット上に公開等させることを助長する行為
(17)他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装をするためにメールヘッダの情報を変更する行為等を含む。）
(18)有害なコンピュータプログラム等を使用若しくは提供する行為送信し、又は第三者が受信可能な状態のまま放置する行為
(19)受信者の同意を得ること無く、不特定多数の者に対して商業的宣伝若しくは勧誘の情報を発信する行為
(20)受信者の同意を得ること無く、一般人に嫌悪感を抱かせる、又はそのおそれのある情報を発信する行為
(21)当社若しくは第三者の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
(22)当該行為が前各号のいずれかに該当することを認識しながら、その行為を助長する態様でハイパーリンクを設定する行為
(23)その他公序良俗に反する、又は他人の権利を侵害すると当社が判断した行為

第21条（SIM）

本サービスの利用には、SIMが必要となります。SIMは、当社が契約者に貸与または付与するものであり、譲渡するものではありません。

2 契約者は、SIMを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。

3 契約者は、SIMを契約者以外の第三者に利用させる行為、貸与、譲渡、又は売買等をしてはならないものとします。

4 契約者によるSIMの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害は契約者が負担するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。また、第三者によるSIMの使用により発生した料金等については、全て当該SIMの管理責任を負う契約者の負担とします。

5 契約者は、SIMが第三者に使用されていることが判明した場合、直ちに当社にその旨連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。

6 契約者の責めに帰すべからざる事由によりSIMが故障した場合に限り、当社は自らの負担においてSIMの修理若しくは交換（SIM種別（SIMカードまたはeSIM）やSIM契約種別（データ通信専用SIM、SMS機能付きSIMまたは音声通話機能付きSIM）の異なるSIMへの交換はできないものとします。以下同じ。）をする義務を負うものとします。

7 契約者は、SIMに記録されている電話番号の他の情報を読出し、変更又は消去してはならないものとします。

8 契約者は、SIMに、当社、携帯電話事業者及び第三者の業務に支障が生じる変更、毀損等をしないものとします。契約者の責めに帰すべき事由によりSIMが故障した場合は、その修理又は交換の費

用は契約者の負担とします。なお、この場合、契約者は、修理又は交換のための費用を当社に支払うものとします。

第22条（ユーザー名とパスワードの管理）

契約者は、本サービスにて提供されるユーザー名及びパスワードを厳重に管理する責任を負うものとし、これらの不正使用により当社又は第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は、不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。

2 契約者は、ユーザー名及びパスワードが第三者によって不正に使用されたことを知った場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

3 当社は、ユーザー名及びパスワードの漏洩、不正使用などから生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わないものとします。

第23条（契約者の義務違反）

契約者が第18条（契約者の義務）又は第19条（禁止事項）その他本契約・本約款に違反した場合にあっては、当社は、契約者に対してこれにより当社が被った損害の賠償請求をすることができるものとします。また、契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害につき当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができるものとします。

第6章 品質保証、責任の限定等

第24条（サービスの品質保証又は保証の限定）

本サービスにおける品質保証又は保証の限定に関しては、利用規程において定めるものとします。

第25条（当社の免責）

当社は、契約者が本契約に関して当社の責めに帰すべき事由によって現実に通常の損害を被った場合は、当該状態にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、過失相殺を行った上で、賠償するものとします。

2 前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスに係る料金（利用規定 モバイル接続 別紙1 モバイル接続における料金表（第7条関係）に規定する料金）の合計額を発生した損害とみなし、その額を限度に賠償責任を負うものとし、予見可能かを問わず特別損害については賠償責任を負わないものとします。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取

り扱います。
4　第1項及び第2項の定めは、当社の故意又は重大な過失による場合の損害については適用されないものとします。
5　第1項、第2項及び前項の定めに拘らず、当社は本サービスが全く利用できない状態で生じた、契約者の逸失利益並びに常時接続、伝送速度及び帯域等品質を確保できなかったことによる損害、本サービスの利用において情報等が破損又は滅失したことによる損害、及び契約者が本サービスから得た情報等に起因する損害については賠償する義務を負わないものとします。
6　当社は、本契約の変更により契約者設備の改造又は変更（以下、本条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

第7章　利用の制限、提供停止、提供中止及びサービスの廃止

第26条（通信利用の制限）

当社は、技術上、保守上、その他当社の事業上やむを得ない事由が生じた場合、又は携帯電話事業者の提供する電気通信サービスの契約約款の規定若しくは携帯電話事業者と当社若しくは協定事業者との間で締結される契約の規定に基づく、携帯電話事業者による通信利用の制限が生じた場合は、通信を一時的に制限することがあります。
2　前項の場合、契約者は当社に対し、当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除き、通信が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。

第27条（通信時間等の制限）

前条の規定による場合のほか、当社は、通信が著しく輻輳するときは、通信時間又は特定の地域の通信の利用を制限することがあります。
2　前項の場合において、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、電気通信事業法施行規則の規定に基づき総務大臣が告示により指定した機関が使用している移動無線装置（当社、協定事業者又は携帯電話事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます）をとることがあります。
3　当社は、一定期間における通信時間が当社の定める時間を超えるとき、又は一定期間における通信容量が当社の定める容量を超えるときは、別表　本サービスの料金表第1の定めに従いその通信を制限、又は切断することがあります。
4　当社は、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やP2Pアプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる通信及びその影響により他の利用者が享受する利用通信帯域に支障が生じている状態を検知した場合、速度や通信量を制限することがあります。

5　本条に基づき通信時間等の制限が行われる場合、契約者は当社に対し、通信時間等が制限されることによるいかなる損害賠償も請求することはできません。
6　当社は、本条に規定する通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析及び蓄積を行うことがあります。

第28条（通話時間等の測定）
本サービスにかかる通話時間等の測定方法は、次の通りとします。
⑴通話時間は、発信者および着信者双方の契約回線等を接続して通話できる状態にした時刻（その通信が手動接続通信であって通信の相手を指定したものであるときは、その指定した相手と通信することができる状態にした時刻とします）から起算し、発信者または着信者による通話終了の信号を受けその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社（協定事業者または携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。
⑵SMS機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社（協定事業者又は携帯電話事業者を含みます。）の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からSMS機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社（協定事業者又は携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。
⑶契約者が使用したデータ通信量は、当社（協定事業者又は携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。
⑷前各号の定めにかかわらず、契約回線の故障等、通信の発信者又は着信者の責めに帰すことのできない事由により通信を一時的に制限されたとき（第26条（通信利用の制限）により通信を一時的に制限された場合は、その制限を通知したときとします。）は、協定事業者又は携帯電話事業者が別途定める規定による時間を通信時間とします。

第29条（契約者からの請求による利用の一時中断）
　当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じ。）を行います。
2　前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた契約者が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、当社所定の方法により行うものとします。
3　本サービスの利用の一時中断及び当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受け付けてから一定時間経過後に完了します。当該利用の一時中断の請求後、手続き完了までに生じた利用料金は、契約者による利用であるか否かにかかわらず、契約者の負担とします。
4　本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金（月額基本料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料等の月額料）は発生します。

第30条（提供停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、当社の定める期間、当社の判断に基づき本サービスの提供を停止又は制限することができるものとします。

⑴本契約の申込時に提出した当社所定の書面に、事実に反する記載を行った等、当社に対して虚偽の事実を述べたことが判明したとき。

⑵前号のほか、本契約・本約款に違反する行為、本サービスに関する当社の業務の遂行、当社の電気通信設備等当社の業務及び設備に対して、支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

⑶第44条（債務の履行の担保に係る申し入れ）に規定する協議により契約者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないとき。

⑷第45条（債務の履行の担保）に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないとき。

2　当社は、契約者が、本サービスの料金債務その他本契約に基づき契約者が当社に対して負っている一切の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みますが、これに限られません。）は、当該契約者が当社に対して、その債務の全ての支払を完了するまでの間、当社の判断に基づき、本サービスの提供を停止することができます。

3　当社は、本条の規定による措置を講ずるときは、契約者に対し、あらかじめその旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

4　当社は、本条に基づく本サービス提供の停止により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第31条（提供中止）

当社は、次のいずれかの場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

⑴天災、事変、戦争その他の不可抗力により、本サービスの提供が不可能又は困難であるとき。

⑵当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

⑶当社が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき。

⑷ソフトウェアのバージョンアップ等の保守のためやむを得ないとき。

⑸その他、当社において本サービスの提供中止が必要と判断したとき。

2　当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、事前にその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、かかる通知を行うことにより当社に支障が生ずると当社が判断した場合、又は当社がかかる通知を不要と考えた場合においては、この限りではありません。

3　当社は、本条に基づく本サービス提供の中止により契約者に発生した一切の損害について、責めを負わないものとします。

第32条（サービスの廃止）

当社は、当社の判断により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2　当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の3ヶ月前までに、その旨を通知します。

3　本サービスの廃止により、契約者が何らかの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第8章　契約の解除

第33条（当社の解除）

当社は、次に挙げる事由のいずれかがあるときには、予め契約者に通知することなく本契約を解除することができるものとします。

⑴第30条（提供停止）第1項又は第2項の規定により本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から各所定の期間を経過しても当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。ただし、当該停止又は制限が同条第2項の事由による場合は、当社は、当該本契約を直ちに解除することがあります。

⑵第30条（提供停止）の事由がある場合において、当該事由が当社の業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

⑶第14条（契約申込の拒絶）第1項各号のいずれかの事由が判明、又は発生したとき。

⑷契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より料金支払の停止の通知があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を、当社の定める期間内に届けない場合。

⑸第2条（本約款の変更）又は前条（サービスの廃止）に基づき、当社が本サービスを廃止するとき。

⑹契約者が、法令又は本契約若しくは本約款に違反したとき。

2　契約者は、前項各号のいずれか一に該当するときは、当然に期限の利益を喪失するものとし、直ちに当社に対して負っている一切の債務を弁済するものとします。

3　契約者が本条第1項各号に記載の事項に該当したことにより当社に損害が生じた場合、当社は、本条第1項に定める解除の有無にかかわらず、契約者に対して、損害賠償を請求することができるものとします。

第34条（契約者の解約）

契約者が本契約を解約しようとするときは、解約する旨及び解約するサービスの種類等を、当社が別途定める方法にて当社に通知することとします。

2　前項の通知は、解約しようとする日の 30 日前までに当社へ通知するものとします。

3　第1項による解約は、契約者から解約の申入れが当社に到達した日をもって効力を生じるものとします。この場合、契約者から当社に対してかかる通知にて指定した日をもって、本サービスは解約となります。

4　契約者が、当社に対しMNPによる転出を通知した場合は、本サービス契約の解約を通知したものとみなされます。MNPによる転出の場合、本サービス契約の解約日は、MNP転出手続きの完了日とし

ます。なお、MNPを実施するための予約番号の有効期間内にMNPが完了しなかった場合は、MNPの申込みの効力は失われるものとします。
5　本サービスの解除日が暦月のいずれの日であるかにかかわらず、当該日の属する月の月額料金の額は、1ヶ月分となります。
6　本契約が音声通話機能付きSIMの場合で課金開始日から12ヶ月以内に解約が成立した場合、契約者は音声通話機能解除手数料を支払うものとします。

第9章　料金等

第35条（料金の適用）

当社が提供する本サービスに関する料金、費用及びそれらの計算方法は、利用規程別紙の料金表のとおりになります。

第36条（利用料金の支払義務）

契約者は、当社に対し、前条（料金の適用）に規定する本サービスの利用に伴って継続的に課金される月額料金を支払う義務を負います.
2　第33条（当社の解除）、第34条（契約者の解約）の規定により、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、解約又は解除の日が暦月の末日以外であっても、契約者は、当該解約又は解除の日を含む月の当該契約に係る本サービスの月額料金の全額を支払う義務を負います。
3　第15条（契約事項の変更）等の本約款の規定に基づく契約内容の変更により、本契約における月額料金に変更が生じた場合には、当該変更の日が暦月の初日である場合を除き、当該月額料金の変更は当該変更の日を含む月の翌月一日より適用するものとします。
4　第26条（通信利用の制限）第27条（通信時間等の制限）、第30条（提供停止）、第31条（提供中止）等の本約款の規定により、本サービスの利用が停止又は制限された場合の当該停止又は制限の期間における当該サービスに係る本サービスの料金の額の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱うものとします。

第37条（初期費用の支払義務）

契約者が、第11条（契約申込の方法）に基づき、当社に対して本契約の申込みをし、当社がこれを承諾したときは、契約者は、第35条（料金の適用）に規定する初期費用を当社に支払う義務を負います。

2　当社の承諾前に既に前項に規定する初期費用が支払われている場合において、当社の承諾後第13条（契約申込の承諾）第1項に定める利用開始日前に、契約者の責めによらない理由により本契約の取消又は解除がされた場合は、当社は、契約者に対して、受領済みの初期費用を返還するものとします。

第38条（料金の調定）

利用規程に定める本契約の最低利用期間内における解除、解約があった場合には、契約者は、当社が定める期日までに、残余の期間に対応する料金に相当する額を当社が別に定める方法により支払っていただきます。

2　利用規定に定める本契約の最低利用期間内における契約内容の変更が発生した場合には、契約者は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

第39条（料金等の支払方法）

契約者は本サービスの料金及び費用を、当社が定める期日までに、当社が指定する方法にて支払うものとします。支払に関する細部条項は契約者と収納代行会社、金融機関との契約条項又は当社が指定する期日、方法によります。また、契約者と当該収納代行会社、金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

第40条（品質保証違背時の減額）

本サービスについて第24条（サービスの品質保証又は保証の限定）の規定に基づく利用規程において当社の品質保証が設けられている場合であって、当社が当該品質保証の違背の事実を確認したときは、当社は、契約者からの請求に基づき、当社が本サービスの種類毎に定める額をその契約者の月額料金から減額することがあります。

第41条（割増金）

契約者は、初期費用、月額料金その他の、当社に対する一切の支払について、それを不法又は不正に免れた場合には、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額（以下、「割増金」といいます。）を、当社が別途定める方法により支払うものとします。なお、割増金の支払は、契約者の当社に対するその他のいかなる債務をも免除するものではありません。

第42条（延滞利息）

契約者は、初期費用、月額料金その他の当社に対する一切の債務（ただし、延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払をしない場合には、当社に対して、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14．5％（1年を365日として算定します）の割合で算出した額を、延滞利息として当社が別途定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して

10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第43条（割増金等の支払）

契約者は、第41条（割増金）及び前条（延滞利息）の支払については、当社が指定する方法により行うものとします。

第44条（債務の履行の担保に係る申し入れ）

契約者が本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがないと当社が判断できないときは、契約者が本サービス提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は、契約者に対して、預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

2 契約者が、前項に規定する協議の申入れに応じない場合又は前項に規定する協議により本サービスの提供に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合（前項に規定する協議により契約者が当社に対して債務の履行の担保を供した場合を除きます。）は、当社は、契約者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等（当社が承認した者に限ります。以下同じとします。）の債務保証により、契約者が本サービス提供に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、債務の履行を担保するよう求めるものとし、契約者はこれに従うものとします。

第45条（債務の履行の担保）

契約者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、本サービス提供に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

⑴本サービス提供に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったことがあるとき

⑵直近の決算において債務超過であるとき

⑶当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき

⑷第12条（情報の提出）の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき

⑸前条（債務の履行の担保に係る申し入れ）第2項に定める場合

⑹その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき

2 当社は、契約者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

3 当社は、契約者が支払うべき初期費用、月額料金その他の当社に対する一切の債務について支払期日を経過しても支払をしない場合には、預託金を当該債務の履行に充当することができるものとします。

4 前項の定めに基づき当社が預託金を債務の履行に充当した場合は、当社は契約者に対し当該充

当によって減少した預託金額相当につき、再度預け入れを請求することができるものとします。
5　当社は、本契約の解除又は解約等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、当該契約に係る預託金を契約者に返還するものとします。
6　当社は前項の定めに基づき預託金を返還する場合で、契約者において当社に支払うべき金銭債務が残存しているときは、当該金銭債務の弁済期限に拘らず返還するべき預託金の額を当該金銭債務から相殺することができるものとします。

第46条（消費税等）
契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

第47条（端数処理）
当社は、本サービスに関する料金、費用その他の計算において、その計算結果で1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

第10章　雑則

第48条（業務委託）
当社は、本サービスの提供に必要な業務の一部については、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第49条（反社会的勢力の排除）
契約者は、本サービス契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないことを表明し、保証するものとします。
2　契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく本サービス契約を解除することができるものとします。
⑴自らが暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）でないこと。
⑵反社会的勢力との間において社会的に非難されるべき関係を有さないこと。
⑶取締役、執行役その他の自らの経営に実質的に関与するものが反社会的勢力でないこと及びそれらの者が反社会的勢力と何らかの関係も有しないこと。
⑷株主、出資者又は融資者であって自らの経営を実質的に支配するものが反社会的勢力でないこと及びそれらの者が反社会的勢力と何らかの関係もないこと。

⑸自ら又は第三者を利用して、相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、偽計若しくは威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為を行わないこと。

3　前項各号のいずれかに該当した契約者は、当社が当該解除により被った損害を賠償する責任を負うものとし、自らに生じた村議の賠償を当社に求めることはできないものとします。

第50条（専属的合意管轄裁判所）

契約者と当社との間で本契約に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第51条（準拠法）

本契約及び本約款の解釈、適用、履行については、日本法に準拠して適用されるものとします。

付則

本約款は、2018年12月5日から実施します。

本約款は、2019年4月1日より改定実施します。

本約款は、2019年8月21日より改定実施します。

本約款は、2021年10月1日より改定実施します。

本約款は、2022年7月14日より改定実施します。

本契約は、2025年7月3日より改定実施します。

本契約は、2026年1月29日より改定実施します。

以上

利用規程　モバイル接続

2026年1月29日現在

本約款における一般規程に定める利用規程として、この「利用規程　モバイル接続」を定めます。利用規程に特別の定めがない限り、用語の定義は、一般規程に従うものとします。

第1条　（モバイル接続の内容）

モバイル接続とは、当社が提供するLIBMOサービスを利用して、インターネットプロトコルまたは回線交換方式による相互通信を提供するサービスとします。

第2条　（品目）

モバイル接続には次の品目（以下、この利用規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
1動的IP	電話番号1つにつき、割り当てられるIPアドレス数と同時接続セッション数が1つであるもの
1固定IP	電話番号1つにつき、割り当てられるIPアドレス数と同時接続セッション数が1つであるもの

第3条　（課金開始日）

モバイル接続の利用に係る料金（初期費用、一次費用を除く。）の起算日となる課金開始日は利用開始日とします。

第4条　（最低利用期間）

モバイル接続に係る本契約の部分（以下、「モバイル接続契約」といいます。）における最低利用期間は一年とし、その起算日は課金開始日とします。

第5条　（IPアドレスの指定）

モバイル接続で使用されるIPアドレスは次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IPアドレス	RFC791またはRFC1918として定められているインターネットプロトコルの32bitアドレス

2　モバイル接続契約において使用するIPアドレスは、当社が指定します。

3　契約者は、前項のIPアドレス以外のIPアドレスを使用してモバイル接続を利用することは出来ません。

第6条　（品質保証）

当社は、モバイル接続において、常時接続、最高速度及び帯域等品質について一切保証いたしません。

当社が本サービス上に定める通信速度は、実際の通信速度を示すものではなく、接続状況、契約者が使用するSIM、情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化し、通信速度が低下するものであることを、契約者は了承するものとします。

2　当社は、本サービスにおける通信速度について、いかなる保証も行わないものとします。

3　契約者は、電波状況等により、本サービスを利用して送受信されたメッセージ、データ、情報等が破損又は滅失することがあることを、あらかじめ承諾するものとします。

第7条　（料金）

契約者がモバイル接続の利用に関して当社に支払うべき料金及び費用の額並びに計算方法は、別紙1のとおりとします。この場合において、初期費用の支払義務はモバイル接続の申込を当社が承諾した時点で、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第8条　（最低利用期間内解約・解除の調定）

モバイル接続がその最低利用期間の経過する日より前に、モバイル接続契約について、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、契約者は、当社に対し、違約金として別紙2に定める金額を支払うものとします。

付則

この利用規程は、2018年12月5日から実施します。

この利用規程は、2019年4月1日より改定実施します。

この利用規程は、2019年8月21日より改定実施します。

この利用規程は、2021年4月1日より改定実施します。

この利用規定は、2025年7月3日より改定実施します。

この利用規定は、2026年1月29日より改定実施します。

別紙1　モバイル接続における料金表（第7条関係）

通則

（料金表の適用）

1. モバイル接続サービスに関する料金は、この料金表に規定するほか、当社が別に定めるところにより適用します。

（料金等の変更）

2. 当社は、モバイル接続サービスに関する料金を当社が別に定めて変更することがあります。この場合には、変更後の料金を適用します。

（消費税等相当額の加算）

3. モバイル接続サービス契約約款（以下、この料金表においては、「約款」といいます。）の規定により、この料金表に係る料金について支払を要する額は、消費税等相当額を加算した額とします。

（料金等の臨時減免）

4. 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、約款の規定に係らず、臨時に、その料金を減免することがあります。

（料金の計算方法）

5. 当社は、日割りで請求料金を決定するときの計算は、以下のとおりとします。

$$（日割する金額）＝\left[\frac{利用した日数}{当該月の総日数}\times 当該月の利用料金\right]$$

6. 当社は、利用料金の減免を行ったときの計算は、以下のとおりとします。

$$（減免する金額）＝\left[\frac{利用できなかった日数}{当該月の総日数}\times 当該月の利用料金\right]$$

第1　基本使用料　（データ通信専用SIM、SMS機能付きSIM、音声通話機能付きSIMをご利用の場合、それぞれの利用料および通信料、通話料も含みます）

1　適用

基本使用料の適用については、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">基本使用料の適用</th></tr>
<tr><td>(1)料金プランの選択等</td><td>ア　当社は、2(料金額)に規定する料金プラン(以下、「料金プラン」といいます。)により、基本使用料を適用します。
イ　本サービス契約者は、本サービスの利用に先立って、料金プランのいずれかを選択していただきます。</td></tr>
<tr><td>(2)通話パック30</td><td>契約者は、通話パック30の適用を受けている契約者回線について、2(料金額)の規定に基づき算出した通話(SMS送信及び国際通話を除きます)に関する料金の月間累計額のうち、下記に定める額の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>区分</th><th>支払を要しない料金</th></tr>
<tr><td>通話パック30</td><td>0円から1，320円までの部分</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>(3)10分かけ放題 for BIZ</td><td>契約者は、10分かけ放題 for BIZの適用を受けている契約者回線について、2(料金額)の規定に基づき算出した通話(SMS送信及び国際通話を除きます)に関する料金のうち、下記に定める額の支払いを要しません。
<table>
<tr><th>区分</th><th>支払を要しない料金</th></tr>
<tr><td>10分かけ放題</td><td>1音声通話あたり10分以内の国内通話の通話料金</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

2　料金額

(1)プラン仕様

プラン名	高速データ通信利用可否	高速データ通信容量上限	高速データ通信容量超過(利用不可)時の通信速度
なっとくプラン(ライト)　※1	不可	－	最大200Kbps
なっとくプラン(1GB)　※1	可	1GB	最大128Kbps
なっとくプラン(3GB)	可	3GB	最大200Kbps
なっとくプラン(5GB)　※1	可	5GB	最大128Kbps
なっとくプラン(8GB)	可	8GB	最大200Kbps
なっとくプラン(20GB)	可	20GB	最大200Kbps
なっとくプラン(30GB)	可	30GB	最大200Kbps

ゴーゴープラン	可	500MB	最大200Kbps
ライトプラン　※2	不可	－	最大200Kbps
3GBプラン　※2	可	3GB	最大128Kbps
6GBプラン　※2	可	6GB	最大128Kbps
10GBプラン　※2	可	10GB	最大128Kbps
20GBプラン　※2	可	20GB	最大128Kbps
30GBプラン　※2	可	30GB	最大128Kbps
法人シェアプラン	可	－	通信速度制限なし

※1　なっとくプラン（ライト）のデータ通信専用SIMを除き、新規受付（プラン変更を含む）を終了いたしました。

※2　新規受付は終了しましたが、※2のプラン間でのプラン変更は可能です。

（2）月額料金

（2）－1　なっとくプランならびに従来プラン

名称	単位	月額料金（税込額）		
		データ通信専用SIM	音声通話機能付きSIM	SMS機能付きSIM
なっとくプラン（ライト）	1契約ごとに	480円（ 528円）	980円(1,078円) ※1	620円（ 682円） ※4
なっとくプラン（1GB）　※1	1契約ごとに	680円（ 748円）	980円(1,078円)	820円（ 902円） ※4
なっとくプラン（3GB）	1契約ごとに	780円（ 858円）	891円（ 980円）	920円(1,012円) ※4
なっとくプラン（5GB）　※1	1契約ごとに	1,150円(1,265円)	1,380円(1,518円)	1,290円(1,419円) ※4
なっとくプラン（8GB）	1契約ごとに	1,200円(1,320円)	1,380円(1,518円)	1,340円(1,474円) ※4
なっとくプラン（20GB）	1契約ごとに	1,810円(1,991円)	1,810円(1,991円)	1,810円(1,991円) ※4
なっとくプラン（30GB）	1契約ごとに	2,480円(2,728円)	2,480円(2,728円)	2,480円(2,728円) ※4
ゴーゴープラン　※2	1契約ごとに	－	500円(550円)	－
ライトプラン　※3	1契約ごとに	480円（ 528円）	1,180円(1,298円)	620円（ 682円）
3GBプラン　※3	1契約ごとに	880円（ 968円）	1,580円(1,738円)	1,020円(1,122円)
6GBプラン　※3	1契約ごとに	1,480円(1,628円)	2,180円(2,398円)	1,620円(1,782円)

10GBプラン　※3	1契約ごとに	2,280円(2,508円)	2,980円(3,278円)	2,420円(2,662円)
20GBプラン　※3	1契約ごとに	3,980円(4,378円)	4,680円(5,148円)	4,120円(4,532円)
30GBプラン　※3	1契約ごとに	5,880円(6,468円)	6,580円(7,238円)	6,020円(6,622円)

※1新規受付(プラン変更を含む)を終了しました。

※2　10分かけ放題　for　BIZを契約中の場合のみ申込可能なプランです。なお、付加サービスの月額料金は別途発生します。

※3　新規受付は終了しましたが、※3のプラン間でのプラン変更は可能です。

※4　※3のプランかつSMS機能付きSIMの契約を、※3のプラン以外にプラン変更した場合のみ、引き続きSMS機能付きSIMを利用できます。

(2)－2　法人シェアプラン

名称	月額料金
法人シェアプラン	基本料金:法人向けモバイル接続サービスの内容に応じ、当社が別途契約者に示す金額 データ通信料金:当社が定めるパケット数単位ごとの料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額 データ通信超過料金:当社が定めるパケット数単位毎の超過料金計算式に基づき当社が別途契約者に示す金額

①　SMS送信料金

国内への送信1通あたり3円(税込3．3円)～30円(税込33円)

国外への送信1通あたり50円～500円(消費税は課税されません。)

②　SMS受信料金0円(税込0円)

③　通話料金(国内)

通話料金30秒あたり20円(税込22円)

デジタル通信料金30秒あたり20円(税込22円)

④　通話料(国外)

接続事業者または協定事業者が定める約款において国際通話料として定められた額と同額(消費税は課税されません。)

⑤　国際ローミング料金

接続事業者が定める約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額(消費税は課税されません。)

(3)データシェアオプション　※1

名称	単位	月額料金(税込額)
データ通信プラン	追加1SIMごとに	120円(　132円)

SMS機能付きプラン	追加1SIMごとに	260円(286円)

※1 データシェアオプションについては新規受付を終了いたしました。

(4)データリチャージ ※1

名称	単位	料金(税込額)
リチャージ100MB ※2	1回ごとに	200円(220円)/回
リチャージ1GB	1回ごとに	300円(330円)/回

※1 リチャージは同月内最大5回まで利用可

※2 リチャージ100MBについては新規受付を終了いたしました。

※ 提供する料金プランによってはデータリチャージは利用できません。

(5)音声通話機能付きSIMの付加サービス

名称	単位	月額料金(税込額)
通話パック30 ※1	1SIMごとに	880 円(968 円)
10分かけ放題 for BIZ ※1	1SIMごとに	1,000 円(1,100 円)
留守番電話	1SIMごとに	300 円(330 円)
ライセンス契約締結権(定義は第10条第3項に従います) ※2	1SIMごとに	290 円(319 円)
割込通話	1SIMごとに	200 円(220 円)

※1 通話パック30、10分かけ放題 for BIZは併用不可

※2 ライセンス契約締結権に基づく「スマート留守電」は、株式会社ソースネクストが提供するサービスです。詳細は、第10条第3項をご確認下さい。

(6)その他の付加サービス

名称	単位	料金(税込額)	
TOKAI SAFE	契約単位	400 円(440 円)/月	
タブホサイトアクセス権(定義は第10条第3項に従います) ※1	契約単位	500 円(550 円)/月	
端末補償	LIBMO取り扱い端末1台ごとに	月額料金	380 円(418 円)/月
		免責金 (交換費用)	1 回目 5,000 円(5,500 円)/回 2 回目 8,000 円(8,800 円)/回 3 回目 実費

LIBMO WiFi by エコネクト ※2	契約単位	362 円(398.2 円)/月

※１　タブホサイトアクセス権に基づく「タブホ」は、株式会社ソースネクストが提供するサービスです。詳細は、第10条第3項をご確認下さい。

※2 「LIBMO WiFi By エコネクト」は、株式会社セールスパートナーが提供するサービスです。詳細は、第10条第3項をご確認下さい。

第2 各種事務手数料に関する料金

1 適用

各種事務手数料に関する料金の適用については、次のとおりとします。

<table>
<tr><th colspan="2">各種事務手数料に関する料金の適用</th></tr>
<tr><td>（1） 各種事務手数料に関する料金の適用</td><td>各種事務手数料に関する料金は、次のとおりとします。
<table>
<tr><th>種別</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>契約事務手数料</td><td>本サービスに係る契約申込みをし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金</td></tr>
<tr><td>SIM発行手数料</td><td>本サービスに係る契約申込み及びSIM変更毎に、支払いを要する料金</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>（2） 各種事務手数料に関する料金の減免適用</td><td>当社は、2（料金額）の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。</td></tr>
</table>

2 料金額

（1）契約事務手数料

単位	料金額（税込額）
1SIMごとに	3,000円(3,300円)

（2）SIM発行手数料

単位	料金額（税込額）
1SIMごとに	394円(433.4円)

第3 音声通話機能解除手数料

1　適用

音声通話機能解除手数料の運用については、次のとおりとします。

音声通話機能解除手数料の適用	
(1)音声通話機能解除手数料の適用	本サービスに係る音声通話機能解除手数料は、第3(音声通話機能解除手数料)2(料金額)に規定する額を適用します。
(2)音声通話機能解除手数料の適用除外	契約者が次に該当する場合又は当社が別に定める事由に該当する場合は、音声通話機能解除手数料の支払いを要しません。 最低利用期間満了後の解約

2　料金額

サービスの種類	単位	料金額(税込額)
音声通話サービス	1SIMごとに	9,500 円(10,450 円)

第4　手続きに関する料金

1　適用

手続きに関する料金の適用については、次のとおりとします。

手続きに関する料金の適用	
(1)手続きに関する料金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。 種別：内容 SIMカード再発行手数料：SIMカードの貸与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 eSIM再発行手数料：eSIMの付与に関する請求(契約の申込みと同時に行われたものを除きます。)をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金 MNP転出手数料：MNPによる転出を理由に解約をし、その承諾を受けたときに支払いを要する料金
(2)手続きに関する料金の減免適用	当社は、2(料金額)の規定にかかわらず、手続きの態様等を勘案して別に定めるところにより、その料金額を減免して適用することがあります。

2　料金額

(1)SIMカード再発行手数料

単位	料金額(税込額)
SIMカード　1SIMごとに	3,000円(3,300円)

(2)eSIM再発行手数料

単位	料金額(税込額)
eSIM　1SIMごとに	394円(433.4円)

(3)MNP転出手数料

単位	料金額(税込額)
1SIMごとに	0円(0円)

第4　ユニバーサルサービス料

1　適用

ユニバーサルサービス料の適用については、次のとおりとします。

ユニバーサルサービス料の適用	
ユニバーサルサービス料の適用	当社は、本サービスに係る契約者回線の契約者識別番号について、基礎的電気通信役務支援機関が申請し、総務大臣が認可したユニバーサルサービス料を適用します。ただし、020番号の場合は、ユニバーサルサービス料の対象外となります。

第5　電話リレーサービス料

1　適用

電話リレーサービス料の適用については、次のとおりとします。

電話リレーサービス料の適用	
電話リレーサービス料の適用	当社は、本サービスに係る契約者回線の契約者識別番号について、電話リレーサービ支援機関が申請し、総務大臣が認可した電話リレーサービス料を適用します。ただし、020番号の場合は、電話リレーサービス料の対象外となります。

別記

1　本サービスの契約者回線に接続される端末機器が適合すべき技術基準及び技術的条件

区別	技術基準及び技術的条件
本サービスの契約者回線に接続される場合	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)

上記記載の料金額は2026年1月29日現在の税込価格となります。

以上

別紙2　最低利用期間内解約・解除調定金（第8条関係）

モバイル接続の種類及び品目に応じ、第4条（最低利用期間）の規定に基づき設定された最低利用期間より、経過した期間を差し引いた残余の期間に対応する料金の全額に相当する額。

以上

利用規程　1固定IP
2021年4月1日現在

本約款における一般規程に定める利用規程として、この「利用規程　1固定IP」を定めます。利用規程に特別の定めがない限り、用語の定義は、一般規程に従うものとします。

第1条　（1固定IPの内容）

1固定IPとは当社が契約者に割り当てるIPアドレスを一の電話番号ごと固定するサービスとします。

第2条　（品目）

1固定IPには種類毎に次の品目（以下、この利用規程において「品目」といいます。）があります。

品目	内容
1固定IP	電話番号1つにつき、割り当てられるIPアドレスを電話番号ごと固定したものとするサービス

第3条　（課金開始日）

1固定IPの利用に係る料金（初期費用、一次費用を除く。）の起算日となる課金開始日は利用開始日とします。

第4条　（最低利用期間）

1固定IPに係る本契約の部分（以下、「1固定IP契約」といいます。）における最低利用期間は一年とし、その起算日は課金開始日とします。

第5条　（IPアドレスの指定）

1固定IPで使用されるIPアドレスは次の意味で使用します。

用語	用語の意味
IPアドレス	RFC1918として定められているインターネットプロトコルの32bitアドレス（IPv4プライベートIPアドレス）

2　1固定IP契約において使用するIPアドレスは、当社が指定します。

3　契約者は、前項のIPアドレス以外のIPアドレスを使用して1固定IPを利用することは出来ません。

当社は、割り当てたIPアドレスを変更する場合があります。その際には変更する一ヶ月前までに契約者へ、当社が別途定める方法にて通知いたします。

第6条　（利用資格）

1固定IPを利用するには、当該アカウントIDで当社が提供する対象サービスを契約している必要があります。

第7条　（利用条件）

1固定IPは利用する場所が変更された場合、利用出来なくなる場合があります。

2　当社は、前項に定める場合には、1固定IPを提供することができないことについて一切の責任を負いません。

第8条　（サービスの廃止）

当社は、対象サービスの廃止により1固定IPを廃止します。

第9条　（解約の効力が生ずる日）

1固定IPにおいて、契約者が当社所定の解約申込書で解約の通知をした場合、当該通知が当社に到達した30日後又は契約者が当該通知において解約の効力が生ずる日として指定した日のいずれか遅い日に、当該契約の解約の効力が生ずるものとします。

第10条（料金）

契約者が1固定IPの利用に関して当社に支払うべき料金及び費用の額並びに計算方法は、別紙1のとおりとします。この場合において、月額料金の支払義務は課金開始日に、一時費用の支払義務は当該一時費用の発生に係る契約内容変更の申込を当社が承諾した時点で、それぞれ発生するものとします。

第11条（最低利用期間内解約・解除の調定）

1固定IPがその最低利用期間の経過する日より前に、1固定IP契約について、契約者による解約又は契約者の責に帰すべき事由による解除がされた場合には、契約者は、当社に対し、違約金として別紙2に定める金額を支払うものとします。

付則

この利用規程は、2018年12月5日から実施します。

この利用規程は、2019年4月1日より改定実施します。

この利用規程は、2019年8月21日より改定実施します。

この利用規程は、2021年4月1日より改定実施します。

別紙1　1固定IPにおける料金表（第10条関係）

1.　初期費用

品目	料金額（税込額）
1固定IP	0 円(0 円)

2.　月額料金

品目	料金額（税込額）
1固定IP	100 円(110 円)

上記記載の料金額は2021年4月1日現在の税込価格となります。

以上

別紙2　最低利用期間内解約・解除調定金（第11条関係）

1固定IPの種類及び品目に応じ、第4条（最低利用期間）の規定に基づき設定された最低利用期間より、経過した期間を差し引いた残余の期間に対応する料金の全額に相当する額。

以上